

# 15

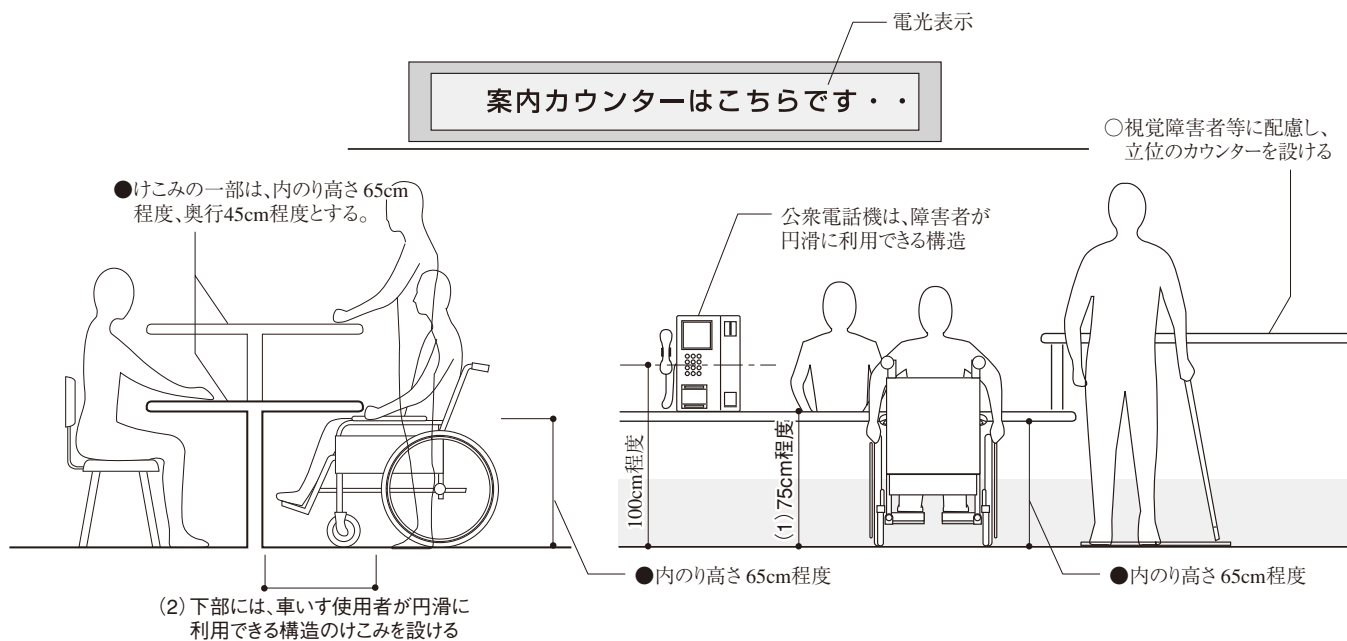
## カウンター及び記載台

### 整備の基本的な考え方

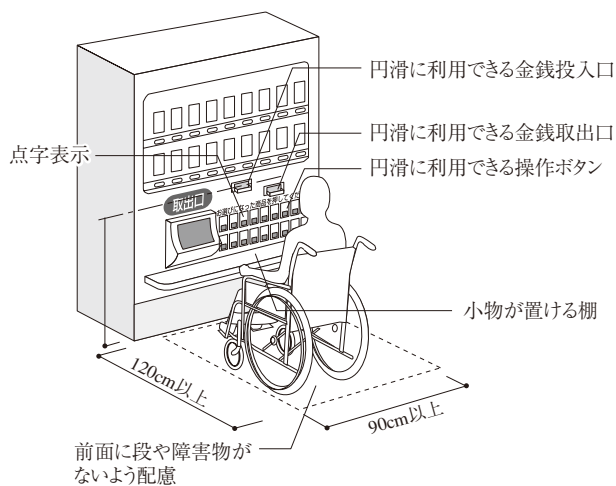
- カウンター及び記載台を設ける場合は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とする。
- 車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者の利用に配慮して高さ、見やすさ、使いやすさに十分配慮する。

整備基準		解説	望ましい水準
<p>カウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設、別表第1の9及び11(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないものにあつては、次に定める構造とするよう努めること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●「小規模施設」3の項の解説冒頭(40頁)を参照のこと。</li> <li>●「別表第1の9及び11(8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」:共同住宅、寄宿舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共的施設においてカウンター及び記載台を設ける場合にあつては、15の項に定める構造とすること。</li> <li>○視覚障害者等に配慮し、立位のカウンターを設けること。</li> <li>○筆談用のメモなどを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮すること。</li> </ul>
(1) 高さ	<p>高さは、75cm程度とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車いす使用者のひざが入るスペースとして、内り高さ65cm程度を確保する。</li> </ul>	
(2) けこみ	<p>下部には、車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●けこみは、奥行き45cm程度とする。</li> </ul>	

□カウンター及び記載台の例



●自動販売機等の構造例



●現金自動預入・支払機



タッチパネル以外に、押しボタンを設置したもの

●水飲みの構造例

